

【市町村介護保険事業計画】

■介護給付等対象サービスの量の見込み等

- ・介護給付等対象サービス（地域密着型サービスを除く。）
- の量の見込みの設定
- ・地域密着型サービスの量の見込みの設定
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入所者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- その他地域密着型・地域密着型予防サービスの量の見込み
- ・地域密着型サービスの量の確保
- ・予防給付効果の目標値の設定（要支援・要介護1の者の10%を標準）



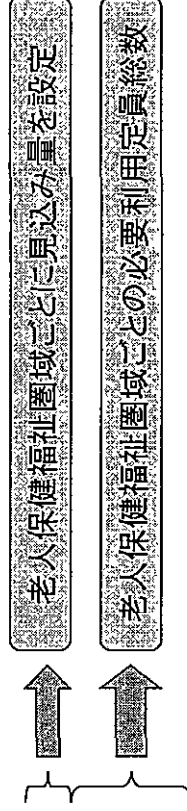
■地域支援事業に要する費用等

- ・地域支援事業に要する費用の額、量の見込み、見込量の確保
- ・介護予防事業の対象者数の見込み等
- ・介護予防事業効果の目標値の設定（介護予防事業対象者の20%を標準）

【都道府県介護保険事業支援計画】

■介護給付等対象サービスの量の見込み等

- ・介護給付等対象サービスの量の見込量の設定
- ・介護専用型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 施設における生活環境の改善を図るための事業
- ・個室ユニットケア型施設の整備等
- 介護サービス情報の公表
- 従事者の確保、資質の向上に資する事業



【その他】

- 介護保険事業計画の期間
- 介護保険事業計画等の達成状況の点検・評価

5年間 → 3年間

# 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（素案）

新

○厚生労働省告示第 号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十六条第一項の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。

施行後五年が経過しサービス利用は倍増するなど、介護保険制度が我が国の高齢期を支える制度として定着してきた。しかしながら、二十五年（平成二十七年）には以前の高齢者とは異なる社会状況のもと、現役世代を過ぎしてきた第一次ベビーブーム世代が高齢者となることから、それら高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるため介護予防を推進するなど、高齢期若しくは保健福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎える。

更に、要介護高齢者の多くが認知症高齢者であり、その数は今後さらに増加すると見込まれることから、認知症高齢者に対応したケアの確立が急務である。

このような状況に対応し、今回の介護保険制度の見直しでは、二十五年（平成二十七年）の高齢者介護の姿を念頭に置いた長期的な目標を立て、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点とし

旧

○厚生労働省告示第九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十六条第一項の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年五月九日

厚生労働大臣 坂口 力

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するためには、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービスの需要を把握した上で、利用者本位の介護給付等対象サービスを提供する体制を確保するとともに、介護給付等対象サービスが、利用者の人格の尊厳及び選択の自由を尊重して、提供されるようにすることが重要である。

もとより、介護保険事業が社会保険方式で運営される以上、介護給付等対象サービスが、全国的にある程度の均衡を図りながら、地域の実情に応じて提供されるようにすることが必要である。

また、人口の高齢化が一層進展する中では、地域において介護給付等対象サービスを提供する体制の確保を計画的に図ることが必要である。

この指針は、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項を定めるとともに、全国的均衡を図る観点から、介護保険事業計画（市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同

て制度全般の見直しが行われた。

この指針では、介護保険制度全般の見直しを受けて、平成二十六年（第五期介護保険事業計画の最終年度）の目標に向けて、そこに至る中間段階の位置づけとして介護保険事業計画（市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めるための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービス及び地域支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図ることが必要である。

なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。

1 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることへの予防の推進を図ること。具体的には、いわゆる「団塊の世代」が六十五歳以上となり、高齢化率の伸びが急激に増加してピークに達する二十五年までの間にあるべき高齢者介護を実現し、また、さらに多様化することが見込まれる高齢者の生活様式や価値観に対応していくという観点から、要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、連続的に一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防（地域支援事業における介護予防事業、予防給付に係る介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やそ

じ）を作成するに当たって即すべき事項を定めることにより、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保を図ることが必要である。

なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるものとする。

1 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることへの予防に資するようにすること。具体的には、要支援者に対して適切なサービスを早期に提供することが寝たきり、認知症等の予防に効果的であること等にかんがみ、介護給付等対象サービス以外のサービスを含め、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるようにすること。

の悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上を図られるようにすること。

2 高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難事例への対応などを強化し、利用者一人一人について、多職種が連携し、介護給付等対象サービスを含む地域における様々なサービスや資源を活用しながら継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネジメントを、地域において確立すること。

3 高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に相談を受け付け、適切な機関につなぐ等の対応が行われる体制や、高齢者を取り巻く種々の関係者のネットワークにより高齢者の生活状況が把握できる体制を整備すること、要介護・要支援状態になるおそれがある状態になったとき、さらに、要支援状態になったときに、一貫性・継続性を持った介護予防サービスを受けることができるようにすること、また、要介護状態となったときにも、介護保険サービスを中心として、様々な保健福祉サービス、生活支援サービスを組み合わせながら、生活を継続できる体制を整備することが必要である。市町村においては、地域支援事業としてこれらの事業に取り組むことが必要である。

4 高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする、「高齢者の尊厳を支えるケア」を確立すること。そのために、環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者を含む高齢者が、介護を必要とする状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスなどのサービスを提供したり、在宅と施設の連携を図るなど、地域における継続的な支援体制の整備を図ること。さらに、施設に入所した場合でも、施設での生活を在宅での生活に近いものとし、高齢者の意思、自己決

2 被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるようにすること。

3 被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること。具体的には、被保険者の希望を最大限に尊重しながら、居宅サービスを重視すること。

定を最大限尊重したものとする必要がある。

## 二 介護保険サービスの在り方に関する中期目標

二十五年の高齢者像を見据えて、高齢者の尊厳を支えるケアを実現するために、地域において必要となるサービスの在り方を明確に示すとともに、そのために必要となる介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）、認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設の適正整備、介護付きの住まいなど多様な「住まい」の普及の推進、施設利用者の重度者への重点化及び個室ユニットケア型施設（準個室ユニット型施設を含む。以下同じ。）の整備等施設の居住環境改善に係る中期的な目標を設定すること。

また、地域における包括的・継続的なケアマネジメントについて中核的な役割を担う地域包括支援センターの在り方を明確に示すこと。

## 三 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携に関すること

介護保険事業の運営主体である市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、保健医療サービス及び福祉サービスの水準の向上を図る責務を有するが、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進することが必要である。この場合においては、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を明確にしないよう留意することが必要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供し、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供しながら、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供し、市町村は、各市町村の責任を明確にしないよう留意することが必要である。

介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サ

## 二 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携に関すること

介護保険事業の運営主体である市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、保健医療サービス及び福祉サービスの水準の向上を図る責務を有するが、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進することが必要である。この場合においては、複数の市町村による広域的取組が各市町村の責任を明確にしないよう留意することが必要である。

また、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供し、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供しながら、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握、複数の市町村による広域的取組に対する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供し、市町村は、各市町村の責任を明確にしないよう留意することが必要である。

介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サ

サービスを提供する事業者について、良質な事業者が利用者に選択されるようにするとともに、悪質な事業者については厳格に対応していくことが必要であるが、事業者の指導監督等については、保険者である市町村と、指導監督権限を持つ都道府県が十分に連携をして、対応していくことが求められる。

#### 四 地域包括支援センターに関する事

高齢者の尊厳を支えるケアを実現していくためには、市町村及び都道府県は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開も含め、地域における総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的に行い、地域における包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築していくことが必要である。そのため、地域全体に目配りのできる地域包括支援センターを設置し、そこにおいて包括的・継続的マネジメントの支援、総合相談・支援、介護予防マネジメントが適切に実施されるよう、積極的な取組みが求められる。

#### 五 介護サービス情報の公表に関する事

介護保険制度は、利用者の選択が基本であり、利用者の選択を通して、サービスの質の向上が進むことが期待されるが、介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するための基盤の役割を担うものである。したがって、都道府県、市町村においては、介護サービス情報の公表制度が適切に実施されるよう、必要な人材の養成等の基盤整備を図る必要がある。また、市町村においては、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援に係る事業者が、報告の拒否などを行い、都道府県知事からその報告などを命ぜられたにも関わらず、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業所の指定の取消し又は効力の停止など適切な対応を行う必要がある。

六 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に係る人材の確保及び資質の向上に関する事

介護給付等対象サービス及び地域支援事業は、人が人を相手として提供するものであるため、当該サービス及び地域支援事業に係る人材を質量ともに確保することが重要である。このため、都道府県は、広域的観点から、当該サービスの事業及び地域支援事業を行う者が当該サービス及び地域支援事業に係る人材の確保又は資質の向上を図るために講ずる措置を支援するため、当該サービス及び地域支援事業に係る人材の養成、就業の促進等の当該サービス及び地域支援事業に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的施策に取り組みることが必要である。この場合においては、市町村も、都道府県と連携しながら、適宜、必要な施策に取り組みことが望ましい。

七 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

国民が負担した介護保険料や税金が真に要介護被保険者等の自立支援に繋がる介護サービスとしてその価値を発揮できるよう、介護給付等に要する費用の適正化を行うことは、介護保険制度の持続可能性を高める観点から喫緊の課題となっている。

三 介護給付等対象サービスに係る人材の確保及び資質の向上に関する事

介護給付等対象サービスは、人が人を相手として提供するものであるため、当該サービスに係る人材を質量ともに確保することが重要である。このため、都道府県は、広域的観点から、当該サービスの事業を行う者が当該サービスに係る人材の確保又は資質の向上を図るために講ずる措置を支援するため、当該サービスに係る人材の養成、就業の促進等の当該サービスに係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的施策に取り組みることが必要である。この場合においては、市町村も、適宜、必要な施策に取り組みことが望ましい。

四 地域における総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるようにするとともに、様々な状態にある老人及びその家族を支援するためには、市町村及び都道府県は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開も含め、地域における総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に配慮することが必要である。特に、総合的な寝たきり予防対策及び認知症老人対策を推進することが必要である。また、保健医療サービス及び福祉サービスの適切な利用を促進するため、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備を図ることが必要である。

このための法制度的な対応として、介護サービス事業者等の指定等の要件の厳格化、指定等の更新制の導入、事業者等に対する業務改善命令権限等の創設、情報開示の義務付け等がなされたところであり、さらに、保険者機能の強化の観点から、保険者にも介護サービス事業者等への立入権限等が付与されたところである。

介護給付の適正化に当たっては、これらの法制度的な対応を踏まえた保険者及び都道府県におけるためまぬ努力が不可欠であり、ケアプランチェックの推進や国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの活用等による介護給付等の適正化のための事業の一層の推進が必要である。

## 第二 介護保険事業計画の作成に関する事項

### 一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

#### 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化

介護保険制度において介護保険事業計画を作成する基本理念を踏まえるとともに、各々の市町村又は都道府県における地域的条件の特殊性及び地域づくりの方向性を勘案して、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色が明確にされた計画を作成することが必要である。この場合においては、現行の介護保険事業計画及び老人保健福祉計画（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人福祉計画及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に規定する老人保健計画をいう。以下同じ。）の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を介護保険事業計画の作成に活用することが必要である。

## 2 平成二十六年年度目標の設定

高齢者が可能な限り在宅での生活を継続することができるよう、地

## 第二 介護保険事業計画の作成に関する事項

### 一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

#### 1 達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化

介護保険制度において介護保険事業計画を作成する意義を踏まえるとともに、各々の市町村又は都道府県における地域的条件の特殊性及び地域づくりの方向性を勘案して、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色が明確にされた計画を作成することが必要である。この場合においては、現行の介護保険事業計画及び老人保健福祉計画（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人福祉計画及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に規定する老人保健計画をいう。以下同じ。）の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を介護保険事業計画の作成に活用することが必要である。



域において必要なサービスを整備することが必要である一方、介護保険施設については、より重度の高齢者に重点を置くこととする。さらに、施設に入所した場合にも、施設での生活を在宅での生活に近いものとしていくことが必要である。これらとあわせて、高齢者の多様なニーズに対応するため、介護を受けながら住み続けることができるような介護付きの住まいの普及を図ることが必要である。

(一) 各市町村は、平成二十六年度において、施設サービス（介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス）をいう。以下同じ。）、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者数の合計の割合を、要介護二以上の認定者数の三十七％以下とすることを目標として設定する。

(二) 各市町村は、平成二十六年度の施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数は、要介護二以上の者について見込むものとし、その利用者数全体に対する要介護四及び五の者の割合を七十％以上とすることを目標として設定する。

(三) 各都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画においては、平成二十六年度の介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設をいう。）及び地域密着型介護老人福祉施設に係る個室ユニットケア型施設の定員数の割合が五十％以上（指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、合わせて七十％以上）とすることを目標として設定する。

3| 介護保険事業計画の作成のための体制の整備

介護保険事業計画を作成するに当たっては、そのための体制の整備

2| 介護保険事業計画の作成のための体制の整備

介護保険事業計画を作成するに当たっては、そのための体制の整備

を図ることが必要である。この場合においては、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用して要介護者等をはじめ被保険者の意見の反映に配慮することが必要である。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

介護保険担当部局は、民生担当部局、保健衛生担当部局、教育担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局及び住宅政策担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備することが必要である。

(二) 介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められる。このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者(一号被保険者及び二号被保険者を代表する者をいう。以下同じ)、サービス利用者、費用負担関係者等から各市町村又は各都道府県の判断により参加者を選定し、介護保険事業計画作成委員会等を開催することが必要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが必要である。

(三) 被保険者の意見の反映

市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービスの量の水準が保険料率の水準にも影響を与えることにかんがみ、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。このため、介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たっては、公募その他の適切な方法による被保

を図ることが必要である。この場合においては、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用して要介護者等をはじめ被保険者の意見の反映に配慮することが必要である。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

介護保険担当部局は、民生担当部局、保健衛生担当部局、教育担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備することが必要である。

(二) 介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められる。このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、費用負担関係者等の参加を得て、介護保険事業計画作成委員会等を開催することが必要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが必要である。

(三) 被保険者の意見の反映

市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービスの量の水準が保険料率の水準にも影響を与えることにかんがみ、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。このため、介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たっては、公募その他の適切な方法による被保険者を代表